

第五十八回 会

参議院社会労働委員会会議録第十三号

昭和四十三年五月十四日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動
五月九日

辞任

玉置

和郎君

補欠選任
植竹 春彦君

植竹

春彦君

政府委員
國務大臣

厚生大臣

園田 直君

小平 芳平君
藤原 道子君

五月十日

辞任

玉置

和郎君

補欠選任
植竹 春彦君

植竹

春彦君

厚生省公衆衛生
局長

厚生省環境衛生
局長

矢倉 一郎君

小平 芳平君
藤原 道子君

五月十一日

辞任

玉置

和郎君

補欠選任
植竹 春彦君

植竹

春彦君

厚生省官房長
官房長

戸澤 政方君

小平 芳平君
藤原 道子君

五月十三日

辞任

玉置

和郎君

補欠選任
植竹 春彦君

植竹

春彦君

厚生省公衆衛生
局長

村中 俊明君

小平 芳平君
藤原 道子君

五月十四日

辞任

玉置

和郎君

補欠選任
植竹 春彦君

植竹

春彦君

厚生省公衆衛生
局長

矢倉 一郎君

小平 芳平君
藤原 道子君

委員

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山本伊三郎君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

鈴木 万平君

野々山 一三君

鈴木 一弘君

鈴木 俊雄君

鹿島 俊雄君

大橋 和孝君

黒木 利克君

大橋 和孝君

光教君

植木 紅露君

みつ君 和郎君

玉置 重貞君

船田 丸茂君

横山 フク君

藤原 道子君

○委員長(山本伊三郎君)　ただいまから社会労働
委員会を開会いたします。
理事補欠互選の件についておはかりいたしま
す。
去る十日、大橋和孝君が、また、十一日、鹿島
俊雄君が、一たん委員を辞任されましたので、理
事補欠互選の件についておはかりいたしま
す。

○委員長(山本伊三郎君)　ただいまから社会労働
委員会を開会いたします。
理事補欠互選の件についておはかりいたしま
す。

○清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院
送付)
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)
○看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律
案(藤原道子君外二名発議)
○社会保障制度に関する調査
(沖縄のハンセン氏病に関する件)
(医薬品広告規制等に関する件)

事が二名欠員となつております。この際、その補
欠互選を行ないたいと存じます。

互選の方法は、先例により、投票の方法によら
ないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存
じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山本伊三郎君)　御異議ないものと認め
ます。

それで、理事に鹿島俊雄君及び大橋和孝君を
指名いたします。

○委員長(山本伊三郎君)　清掃施設整備緊急措置
法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は、
順次御発言を願います。

○大橋和孝君　自治省がまだお見えになつておら
ないようですから、先に質問させていただきま
して、自治省にあとから少しお伺いしたいと思いま
す。

○大橋和孝君　従業員が非常に足らないために、多くは近県の農
家の子弟なんかを集めておるようでありますけれ
ども、そういう関係で、宿舎の問題とか、あるいは
はまたそういう職員に対しているいろいろ職場での処
置をしないとかなかなか確保できないという状態に
なつておるようであります。作業を開始するの
もおくれたり、そういうようなことで従業員の確
保の問題が問題になつておるようであります。そ
れからまた、電車が終電から初発までの間、こ
ういうときに清掃に従事しておる人たち、こういう
人たちの深夜の収集、こういうものに対してもい
いろいろ問題があるようですが、こういうこと
に対してもいろいろと配慮はされておると思
いますが、どのようにしてこういうようなことに対
して特別な処置をして確保しておられるのか、そ

ういう問題についてちょっと聞いておきたいと思
います。

○政府委員(松尾正雄君)　清掃関係の従業員の処
遇及び待遇の改善という問題につきましては、た
だいま先生御指摘のように、この事業を進めます
一番根幹をなす問題でございまして、私どももか
ねがね市町村を通じましてできるだけ誇りを持
てこの仕事ができますよう努めますように
指導いたしております。実態は、必ずしも満足するよ
うな状態になつていらない面も
あるかと存じます。中には、御承知のように、川
崎等のように、私どももびっくりいたしますよう
なりっぱな一つの施設をつくり、そこにむしろ希
望者が殺倒するような状態をつくっているところ
もあるわけございます。私どももいたしまして、従業
員の福祉の促進ということに対しても、特に来年度
からは起債その他の条件をもつてもひとつ手當て
したい、かような計画をいま検討中でございま
す。

○大橋和孝君　それからもう一つ、別な観点で、
深夜のこうした問題で、たとえば都会の住宅街あ
たりでは、たぶん四十ポンでしたか、規制がある
はずですが、やはり自動車で收集したりなんかす
るそういうふうな騒音とか、そういう問題がある
程度問題になつていてるよう思います。まだほか
にも、一、二問題はあるよう聞いております
が、そういうふうな問題は、どういうふうにいま
處理されようとしているのか。外国では、そうい
うことに対して非常に配慮が払われているよう
に思いますが、そういうふうな問題は、どういうふうに
思えてももらわなければいかぬと思います。

○大橋和孝君　それからもう一つは、街路の照明やなんかが影
響するという、暗いようなところでの作業に危険
が出ていて、それからまた何か交通事故がそれに

よつて起つてゐる、あるいはまた過失によつて事故が発生したりしてゐるというような例もたくさん出でてきているようでありますから、こういう観点はどういうふうになつておらましようか。

それからまた、最近では、深夜にものを集めに行くといふので、いろいろ断わられたり、あるいはまた非常なトラブルがあつて、取りに行くほうの人はかなり犠牲を払つて行つてゐるのに、受けたるほうでは迷惑がるというようなわけで、両方の善意がそこであつかるようなことが非常に多い、こういうようなことも清掃の面では日常先で起つてゐるわけでありますけれども、こういうことを調整されるには、もとのほうでやはり相当配慮される必要があると思うのですが、そういう観点についてもちよつと伺つておきたいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) 日本では、深夜等にごみを集めますような作業は、比較的まだ少ないのでござります。しかしながら、日中、御承知のようにかような現代のような交通の渋滞いたしましたようなときに、清掃関係の車が交通の渋滞した中を通つていくということで、非常に作業能率が落ちまして、市民サービスの確保も十分でないといふような面が出てまいりました。そういう意味におきましては、御指摘のように、早朝あるいは深夜の収集ということが望ましいという面も出るわけでございますが、一面、また、それに從事される従業員の方にとりましては、必ずしもそれが十分な満足すべき労働条件というようなことが確保できないという面もございまして、ただいまのところは私どものほうでいづれがよしといふようなことを断定いたしましたような指導はいたしてはいられないわけでござります。それでは地城の実情に応じましたとり方ということで、そのいざれをもとり得るような弾力的な態度をとつておるわけでございます。しかしながら、ただいま申し

ましたような交通の問題、あるいは、従業員の方の御希望の中にも、さような早朝なり深夜のほうをよろしいというような御意見もあるようではあります。ただいま、私どもは、都市センターの中各方面的方々の近代化委員会というようなものを組織いたしまして、清掃事業を近代化いたしまして、そのための諸般の問題につきまして銳意検討を続けさせていたるわけでございまして、そういう結論を得次第、次第にその合理化の方向へ向かいまして努力をしてまいりたいと思っております。

○大橋和孝君 それから今度は、清掃法における直営の原則のことについて厚生省によく聞いておきたいと思うのであります。昭和四十二年の八月四日に、「昭和四十三年度の地方財政措置について」という財政局長の通達が自治省のほうから出でているわけです。この直営にするということは、清掃法のたてまえについては、原則としてそれがたてまえであるかについては、法律の中に規定はない、ただ、全体を流れている思想から見て直営でやるという考え方になつておると、衆議院のほうでもそういうふうな答弁が前にあつたやに思つてあります。しかし厚生省としては、清掃を直営でやるというよくなたてまえ、もちろんそのたてまえだと思うのですけれども、いまどういふふうにそれに対する行政指導をされているか。自治省にはあとからお尋ねしますけれども、直営でやると、委託でやると、それからまた民間に下請さすのと、いろいろと条件が違つてゐるわけですから、今後それをどうしていくのだと

ただいままでの現状の御質問がございましたが、ごみの処理につきましては、大体全処理量の八五%強というものが直営で行なわれております。この点につきましては、確かに直営でやるといふふうな状態でござります。屎尿の収集につきましては、やや伝統的な昔からの習慣というようなものもございまして、約三割程度が直営であるといふふうでござります。屎尿の収集につきましては、要は市民のサービスということを確保するといふふうにそんに尽きるとは申しながら、往々にして市町村みずからへの責任によらない場合のために、せつかく建設いたしました屎尿処理施設が十分にそこに能力を發揮できるような収集ができるない問題でありますとか、あるいは末端におきまして家庭との間にトラブルを起こしますとか、そういうふうな状況でござりますが、そういうふうな点に関して、現状はどうであるかということと、その考え方についてはどうするか、前にはあいまいなところがあるわけですから、今後それをどうしていくのだと

いたしましては、すでに御承知のとおり、特別清掃地域におきましては、市町村みずからのお責任をもつて汚物の収集、処分をしなければならないということに成ります。したがいまして、私どももいたしましては、従来、この法律の精神をたてまえといたしまして、また、解説の上におきましても、軽々に形式的に地方公共団体が流れいくというようなことがないよう、具体的な事例につきましては、気がつきましたことにつきましては、個々に私どもは手を打つてゐるわけでござりますけれども、なお、この法律の施行という問題にあわせまし

たがつさいを委託するというようなことでなく、政令の中でしほつております。ところどころの許可業種を認めていますけれども、その許可業種に認める場合においても、市町村のみずからが実施することが困難な場合に限るといふことで限定をしておるわけであります。そういうふうなことから申しまして、清掃法のたてまえにおいては、あくまでやはり市町村の直営といたしましては、あくまでやはり市町村の直営ということを原則として貫いておるという点につきまして、私どもはいささかもゆるんでいないわがたてまえであるかについて、法律の中に規定はない、ただ、全体を流れている思想から見て直営でやるという考え方になつておると、衆議院のほうでもそういうふうな状況でござります。屎尿処理施設につきましては、厚生省令を直営でやるというよくなたてまえ、もちろんそのたてまえだと思うのですけれども、いまどういふふうにそれに対する行政指導をされているか。自治省にはあとからお尋ねしますけれども、直営でやると、委託でやると、それからまた民間に下請さすのと、いろいろと条件が違つてゐるわけですから、今後それをどうしていくのだと

いたしましては、すでに御承知のとおり、特別清掃地域におきましては、市町村は、特別清掃地域にあつては、汚物を一定の計画に従つて収集し、処分しなければならないというふうな規定になつてゐるわけですし、また、地方自治法の第二条第三項の七号には、清掃に関する事項を処理することは地方公共団体の固有の事務であるということも規定されているわけですね。こういうふうな規定の上からまいりますと、この二つをかみ合わ

せていますと、清掃事業に関する市町村直営の原則は、言われるよう清掃法の全体を流れている思想からというようなそういうようななまやさしいものではなくて、いま局長が話されたように、地方自治法でもある程度規定されているわけですから、地方自治体としては法律的に規定の文章がないとかなんとかいうのじやなくて、そういうふうな自治法のたてまえから言いまして当然固有の事務であるし、そういうことが規定されているわけですから、これは直営でやらなければならぬという法律的な解釈と、こういうふうに考えていいのじやないかと思いますけれども、そういう点を明確にしておいていただかないと、そんなふわっとしたことどんどんと下請けになつたり委託になつたりすることがあつてはならない。それは非常に大きな問題を起こすのだというその差をもう一べんあとから質問してみたいと思いますけれども、そうした点をはつきりさせていただきましたいといたします。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおり、私もも市町村の固有の事務であるといったような解釈に立っているわけでございます。ただいま御指摘の第六条の中にも、先ほど私も申し上げましたとおりの表現がございまして、いまおつしやつたような解釈を私どももずっと貫いでいるというわけでございます。

○大橋和孝君 直営、委託、請負というような方式で運営されているわけでありますけれども、清掃法の改正が行なわれてから直営に移行してきた経緯とそれから現在の比率、どういうふうな比率の状態であるか。また、委託は直営に含まれているのかどうか、それから委託の比率も聞かせていただきたい。それから許可業者に請け負わせておる比率、どのくらい請け負わせておるか。それから直営と委託と請負によって住民の負担が違つておるはずであります。直営が一番安くあるとのほうが重いとか、いろいろの点があると思いますが、この点はどうなつておるか。それから第五点は、直営に移行に伴う経過措置というものが問題

せてみますと、清掃事業に関する市町村直営の原則は、言われるよう清掃法の全体を流れている思想からというようなそういうようななまやさしいものではなくて、いま局長が話されたように、地方自治法でもある程度規定されているわけですから、地方自治体としては、法律的に規定の文章がないとかなんとかいうのではなくて、そういうふうな自治法のたてまえから言いまして当然固有の事務であるし、そういうことが規定されていくわけですから、これは直営でやらなければならぬという法律的な解釈と、こういうふうに考えていいのじやないかと思いますけれども、そういう点を明確にしておいていただきないと、そんなふわっとしたことなどんどんと下請けになつたり委託になつたりすることがあつてはならない。それは非常に大きな問題を起こすのだというその差をもう一べんあとから質問してみたいと思いますけれども、そうちした点をはつきりさせていただきました。

になると想うんですね。もし直営に移行させる場合に、御存じのよう前に、前日までその清掃をやつてもらつておったのでは、たとえば職業転換をするために何かの期間準備をするとかということができないわけでありますから、そういうことに対する補償とか、そういうようなものも相当経過措置としてしなければならない問題があると思ふんですが、それはどういう対策が行なわれておるか。この五点について伺いたいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) 四十年に法律が改正されました以後の状況でございますが、屎尿の収集につきましては、四十年に直営をやっておりましたのが二百一市町村でございますが、四十二年の十二月末では二百三十というようふれております。同様に、許可是千六十三市町村ございましたが、これが八百五十というように減少いたしております。この点につきましては、そういう直営の方向というふうに進んでおると申し上げていいと思います。かなりそういう努力が払われておるわけござります。

その量的な関係につきましては、先ほどもちよつと申し上げたわけでございますが、ごみの収集につきましては、現在八五%というものが直営でございます。この中には御指摘の委託の問題は含まれないで、別といたしまして集計をいたしておりおるわけでございます。許可が四十年におきましては約八・一%ほどごみの量としてございましたが、ただいまのところ七・六%というふうにこれも多少ながら減少しておるわけでございます。市町村の数にいたしましても、あるいはごみの収集量から申しましても、やはり直営のほうがごみにつきましてはふえつてあるというふうに申し上げてよろしいかと存じておるわけでございます。

なお、料金の問題等がございましたが、許可にいたしました場合であつても、その料金は市町村の条例で定めた手数料以上にこれはとつてはならないという原則が規定してございますので、いたずらに高いものがとられるということは一般にその面においてはないと考えてよろしいかと思いま

なると思ふんですね。もし直営に移行させる場合に、御存じのように、前日までその清掃をやつてもらつておつたのでは、たとえば職業転換をするために何かの期間準備をするとかいうことができないわけでありますから、そういうことに対する補償とか、そういうようなものも相当経過措置としてしなければならない問題があると思うんです。ですが、それはどういう対策が行なわれておるか。この五点について伺いたいと思います。

○政府委員(松尾正雄君) 四十年に法律が改正されました以後の状況でございますが、屎尿の収集につきましては、四十年に直営をやつておりますのが二百一市町村でございますが、四十二年の十二月末では二百三十というようふえております。同様に、許可は千六十三市町村ございましたが、これが八百五十というようになつております。この点につきましては、そういう直営の方向というように進んでおると申し上げていいと思います。かなりそういう努力が払われておるわけございます。

それからなお、こういうような直営方式が前回の改正で強く打ち出されまして、その経過措置につきましての補償という問題の御質問がございましたが、直接そういう業者の補償ということはただいまのところむずかしい問題でございます。しかしながら、一般的市町村がみずから行なわなければならぬいごみといふもののほかに、最近におきましては、たとえば浄化槽が普及いたしまずが、そういうような浄化槽の維持管理、あるいはその汚泥の処理というものが一般にはなかなか困難な問題でございます。また、大きなビルの中にござりますいろいろな汚泥という問題、あるいは産業汚物というようなものが逐次ふえてまいりまして、こういったものがむしろこれから清掃事業の大きな一つの問題になるのではないかと考えておるわけでございまして、私どもは、そういう面におきまして、既存の業界の方々には、たとえば浄化槽の維持管理について十分な能力ができるよういろいろな訓練とか講習の機会を持つて、逐次そういう方向の新しい面に転換をしていただくというような方向で指導を申し上げておるわけでございます。

されども、しかしながら、現状を見ますと、全体の歳出の費用の中で、ごみにつきましては六・六%，屎尿につきましては一八・二%が手数料による費用でございまして、言いかえますと、大部分のところが無料でサービスをしておるという面が多いということを物語つておるわけでございます。したがいまして、そういう面から申し上げましても、いわば許可業者という方向にみだりに流れるとということは、無料ではできないという問題がございまして、住民の負担がそれだけ増すという問題がござります。そういう点も考慮いたしまして、先ほど来の方針で臨みたいと考えておるわけでございます。

それからなお、こういうような直営方式が前回の改正で強く打ち出されまして、その経過措置につきましての補償という問題の御質問がございましたが、直接そういう業者の補償ということはただいまのところむずかしい問題でございます。しかしながら、一般的市町村がみずから行なわなければならぬいごみというもののほかに、最近におまへて、ごみの減量と資源化、二

置に對しても十分配慮してもらいたい、こういうふうに思います。

それから整備計画から取り残されておるところの分野が、たとえばごみで言いますと、特別清掃地域に入らない一〇%の人々が排出するものがあるわけですが、これは非常に量も多い、五千トンぐらいののぼるんじやないかと思います。また、屎尿にありますては、計画外に置かれているところの千四十四万人の人が出でるところの千二百五十二万リットルにのぼるような量が出てるわけですが、非常にはみ出しておる分が大量にあるわけです。

ところが、これはどういうふうに処理されるかといえば、どこか遠方に離れたところに放棄されたり、あるいはまた、答弁を聞いておりますと、農家が処理するんだとか、周辺から離れたところの自然の空地の多いところでこれが処理されいくというような答弁を今まで聞いたと思うのですが、そういうことでは、逆に言えば、自然保護という面にぶつかるわけでありましょう、それからまた、農家のほうを調べてみましても、いままでは人肥を使うという率は非常に減ってしまって、ほとんど一%にも満たないという現状でありますという報告になつておるわけでありますが、そういう点から考えますと、この残された分野をどうするかという問題が非常に大きくなつてくると思うのですが、こういうことについてはどういうふうに考えられますか。

○政府委員 松尾正雄君 今度の五ヵ年計画におきましては、ただいままで特別清掃地域の人口といふものが約六九%，六千八百四十三万人が四十年末に特別清掃地域といたしまして清掃事業の適用を受けておるわけであります。次第に今後の都市化という問題等、あるいはその地域の拡大というようなことから見まして、四十六年におきましては私どもは全人口の九〇%というものが特別清掃地域内に入る、先ほど來の市町村の責任によるごみなり汚物の収集計画の中に入る、こういふ計画で進めておるわけでございますが、御指摘

置に対しても十分配慮してもらいたい、こういうふうに思います。それから整備計画から取り残されておるところの分野が、たとえばごみで言いますと、特別清掃地域に入らない一〇%の人々が排出するものがあるわけですが、これは非常に量も多い、五千トンぐらいにのぼるんじゃないかと思います。また、屎尿にありますては、計画外に置かれているところの千四十四万人の人が出すところの千二百五十二万リットルにのぼるような量が出ているわけですが、非常にはみ出しておる分が大量にあるわけです。

ところが、これはどういうふうに処理されるのかといえば、どこか遠方に離れたところに放棄されたり、あるいはまた、答弁を聞いておりますと、農家が処理するんだとか、周辺から離れたところの自然の空地の多いところでこれが処理されいくといふような答弁をいままで聞いたと思うのですが、そういうことでは、逆に言えば、自然保護という面にぶつかるわけでありましょうし、

るわけです。現在、計画実施にあたって市町村が最も困っている問題は、お金が足りないことのほか、処理施設を設置する場所の確保について、いまちよつとお触れになりましたように、なかなか市町村単位ではできない面もありますて、それは広域に考えてしてもらわなければならぬのですが、付近の住民の反対にあります。これは、そういうような反対を押し切つてやらないで、何かまた別の技術的な面の開発向上によって解決できる面があるのではないかと思います。そういう点なんかは、一体、どうなんですか。特に処理施設自体からの臭気とか、あるいは運搬過程からの臭気があるわけですが、これらのものは何か具体的に指導をして、そして具体的に援助していくような方法を考えなければならない。特にそこにはもう少し技術的なものを加味して、そしてこれがうまく援助ができるよう、そういうものについては予算もつける、そういうことが必要じゃないかと思うふうに思うわけであります。

また、先ほど、立地的関係も、地方自治体にまかしておいたのではできないということですが、やはりそういうことも考えなければならない。狭い地方自治体では解決ができないという問題もあるわけですから、そういうことも含めてもう少しその中に技術導入をすべきじゃないか、そういうふうに思うわけです。

第二点は、国の財政援助でありますけれども、清掃法第二条第三項には、国は、市町村、都道府県に対し、必要な財政的援助を与えることができることになつてゐるわけです。また、同法の第十八条には、ごみまたはふん尿を処理するために必要な施設の設置に要する費用の一部を補助する」と、こういふうになっております。

それで、施行令の第六条に補助の対象から「ごみ」が抜けている理由ですが、政令の定めに委任してあっても、法律にはごみが規定してあるのですから、政令によつて全然対象としないのは何かおかしいように思いますが、こういう点なんかはどうでござりますか。

それからまた、「ふん尿」とあるから、家畜のふん尿ももちろん対象に入るべきだと思うわけですが、先ほどのあれでございますが、こういう点なんかもは一体どういうふうになるのだろうか。それからまた、市町村が設置計画の申請をしながら実施を繰り越しているものが毎年どのくらいあるか。国の援助がつかなければ特別起債も認められない、こういうような状態で、こうしたことがあおくれている面もあるよう思います。これのことなんかに対しても、どういうふうなことで根本的にやつてもらわうか、こういう時期に一歩んではつきりしてもらいたい。

ける技術的な指導力というものが弱いところ、ういうところはえてしましてやはりいろいろな問題を起ここしておるといふような問題もございまします。したがいまして、市町村等については必ずしも十分な技術者がいるわけじやございませんので、まず都道府県の技術者を指導し、それがまた十分相談に乗つて解決ができるような方式でやりたい、こういう点でいま研究いたしまして、それぞれ措置をいたしたいと考えておるわけでござい

ような問題がございまして、困惑をしておるような事情でございまして、この中で能力があれば、御指摘のように、この処理施設でもって加えてもいいわけであります。まだ処理能力そのものが十分でないというところから、先ほど来申し上げましたような特殊な扱い方をせざるを得ないという実情にあるわけでございます。

繰り越し等の問題がそれに関連して御指摘がございましたが、私どものほうでもできるだけこの計画の固まつたところでその年度によく予算が消化できますところをまずねらって補助を出したいたしましては、せつかくきまっておりましたのに、こういうことでござりますけれども、実態といたしましては、せつかくきまっておりましたのに

○政府委員(松尾正雄君) 技術的な援助の問題につきましては、御指摘のとおりでございまして、私どももあらゆる手段、あるいは印刷物その他会議・習会等を通じまして、できるだけ市町村にまで技術的な浸透ができますような努力は続けているつもりでございます。特に、住民の反対問題等に關連いたしまして、それを解決するためいろいろな方法というものがある点は、おっしゃるとおり技術的な導入によりまして解決できる場合がございます。たとえば汚水処理の問題にいたしまして、も、その建物全体が外側に向かって空気が流れらないようなそういう気密的な装置を施すことによりまして、それから外部において出ない、あるいは、半地下あるいは地下というような方式をもちまして污水の処理をやること等によりまして、上のほうはきれいな緑の公園みたいになつて、その地下のほうで污水が処理されているといふような施設もございまして、そういうような技術的なものを加えますことが、御指摘のとおり、住民の反対というものを少なくしていくゆえんであると存じます。私どもがこういう問題を個々にいろいろ処理いたしますにあつて、もう一点考慮する点が考へておりますのは、都道府県の段階において

さいます。
ごみにつきましては、私ども何のゆえか過去の
経緯はわからないのでございますが、補助対象と
いうものが明定されていないという点、それから
また、補助金の額にいたしましてもたいへん
みのほうは少ないわけでございます。ことし、大
臣の御努力によりまして、一億をやして七億とい
う線にしていただいたわけでございますが、これ
も非常に努力をお払い願つたというような事情で
ござります。しかしながら、今後は、屎尿の問題で
もさることながら、ごみというのは、文化の生活
によりまして非常に増大をしてくる問題でござ
ります。むしろこれから大きな重点をごみのほう
に持つていくべきではないかということで十分努
力をいたしまして、見合うような財源も確保いた
した上で政令の改正等も検討したい、こう思つて
おるわけでございます。
なお、その中に家畜のふん尿分も「ふん尿」とい
うことであれば当然入るのではないかということ
でござります。理念的にはそのとおりでございま
すけれども、先ほど申し上げましたように、家畜
の処理というものをこの中に持ち込みますと、事
は、処理能力を非常にオーバーしてしまうとい

でございます。せつかくの財政でございますので、できるだけそういう形で効率的に處理したいと苦心をしておるわけでござりますが、そういう問題の根本も、先ほど来御指摘のような技術的な援助の問題、あるいは、十分市町村が勉強をし、住民の方々とよく事前に話していただくことなどがないと、やはりそういう不測の繰り越し問題を起こしておるというのが実態でございます。さらにそういう点につきましては、まかい指導を進めてまいりたいと思っておるわけでございます。

○大橋和孝君 大臣にちょっとお聞きいたしておきたいと思うわけでありますが、きょうは実は自治省のほうも来てもらつて——厚生省のほうでは、それでも十分だとは言えないにしても、相当考慮を払つて、こういう処理問題については予算折衝してらもつて、いわゆるいろんな報告で聞いておるわけであります。そういう観点から申しましても、自治省のほうと厚生省のほうとの考え方方に大きなズレがある。たとえばいま言つている特措の問題にいたしましても、人口十万に對して、実際一〇%でもいま処理するのにたいへんなのに、ほとんど一〇%に抑えなきやならぬ

のを、七万でそのままでいるとか、あるいは今までた、同じ積算基礎を考えてみましても、厚生省で考えられるよりは自治省で考えられるほうが下回つておる。こういうようなことでもつて、こういうふうな大事な法律で、あるいはまた国民の側から見ましても重要な問題を、見解が違つておつてしまれるといふことは、厚生省がまじめに一生懸命前向きにやつているのに、チエックされていわるという感じに受け取られるわけです。こういう感じを考えてみると、直當に移されるにおいても、実際それに従事している労働者の側から見て、も同じことが言えるわけであります。こういう人たちに対するいろんな制度上、あるいはまたいろいろな指導上にも大きな問題があるわけでありますから、その労働者に対する手厚いやり方も、あるいはまたそらした措置も、今後大きな問題があると思うのであります。大臣のほうから自治省のほうに対しても相当強く働きかけてもらつていて、かれども、きょうは、私、両方に対してそういうことをお話ししたいと思っておりましたが、それはちょっとと御都合が悪いようであるからして、大臣のほうからそういうところをもつともっと推し進めてもらいたいということをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○小平芳平君 この清掃施設整備緊急措置法案であります。前に五ヵ年計画でやつてきたわけではありませんが、この五ヵ年計画をやつたときの生活環境施設整備緊急措置法は廃止して、新しい五ヵ年計画で昭和四十二年から出発するというわけであります。ところが、一年ずれているわけですね。もうすでに四十三年である。したがって、この前の五ヵ年計画の成果はどういう成果をあげてこれらをか。それをお出发点として基本として新しい五ヵ年計画を立てられたと思いますが、一年ちよつとずれた点で御説明もしにくいかと思いますが、この際基本的な方についてお尋ねしたい。

○政府委員(松尾正雄君) 御指摘のとおり、今回の法案が四十二年度を初年度とするということをございまして、すでに四十三年に入つておりますので御審議を願つておるという点までことに申しわけないと思つております。いきさつから申し上げれば、第五十五国会に提案をされました下水道の整備計画とあわせて一緒に提案されたのでございまますけれども、こちらだけが継続審議になり、さらには審議未了になりまして、下水道の整備計画のほうは夏に成立をして、もう施行されておるわけでございます。この五ヵ年計画を立てるにあたりましては、法案の中にもござりますとおり、屎尿の処理と下水道の整備計画とは一体となって解決しなきやならない問題でございまして、したがいまして、この計画策定にあたりましては建設大臣とも十分その点を調整をした上で計画を策定する、かようになつておりますので、一年ずれたかつとうではございますけれども、下水道法との整備計画との関係もあわせてこの際お許しをいただきて計画を達成させていただきたいということでお願ひしたわけでございます。

の人口六千八百四十三万人というものの出しますと、可燃物のごみの約五〇%が焼却できるというところまで到達をいたしました。これは当時の目標から見まして、能力から見ますと、ほぼ達成できました。という状況でございます。それから屎尿処理につきましても、同じ六千八百四十三万人の出します屎尿につきまして八〇%までは衛生処理ができるようになりました。なお二〇%のものが、不衛生な、海洋投棄あるいは山林に捨てるというような問題で残されております。そういうふうなところまで一応計画としてまいりました。

げたわけでございますが、これもやはり排泄量につきましても量の見込みが多少少なかつたというくらいがございまして、これも一リットルを一・二リットルに増量いたしまして、九千三百万という人口の出しますものが一〇〇%全部少なくともその人口につきましては衛生的に処理されるようにしたい、こういう計画で新しい計画をお願いしたい、こう思つておるわけでございます。

○小平芳平君 計画についてはいま御説明がありませんが、最初の五ヵ年計画と今度の五ヵ年計画の事業費も御説明を願いたい。

○政府委員松尾正雄君 旧五ヵ年計画におきましては五年間投資額は千百億で組んでまいりましたけれども、今度の五ヵ年計画では千三百三十億という見通しでございまして、その内訳といましましては、ごみ処理が六百九十億、それから屎尿処理関係が六百四十億、合わせまして千三百三十億という事業量をもつて完成、こう思つておるわけでござります。

○小平芳平君 法案が成立した段階では閣議決定になることと思いますが、その辺の見通しはどうぶつござりますか。

また、千百億から千三百三十億だと、前の五ヵ年に比べて、今回の五ヵ年の事業費といふものは、物価上りにも少し足りないくらいではありますんか。

○政府委員(松尾正雄君) 第一点の閣議決定の問題でございますが、昭和四十二年に経済企画庁で経済社会発展計画といふものが策定されました際に、この五ヵ年計画につきましても、公共投資の中の環境衛生関係、その一部といつてしまして千三百三十億という額が一応組み込まれておるわけでございます。したがいまして、その点につきましては、四十二年の三月末日に一応計画の量自体につきましては閣議の了解がとつてございますので、今回、法律を成立させていただきましたならば、下水道の計画とともに一度最終的に調整した上で閣議決定をいたしますけれども、そういうようないきまつもございまして、まず間違ひなく私どもは

決定できるものだと考へておるわけでございま
す。

たごみと屎尿の処理施設についての説明をされた
わけでしょう。

になつたとか、薬品をまくようになつたとか、そ
んなことしかできませぬか。

質 자체が変わってきたということから、いろいろな古い装置等が非常に二年後にはほとんど

それから御指摘のよううに、千百億に対しまして
千三百三十億では不足ではないかという御指摘で
ございましたが、私ども必ずしも十分だとは存じ
ていないわけでございますけれども、前のときには、下水道の問題等も含めましていろいろ処理し
た計画でございまして、今度はごみとそれから
屎尿だけを取り出しまして千三百三十億という
計画でございますので、多少御指摘のような点も
五年間の変動がいろいろあるかと存じますが、
いまの見通しでは何とかやりくりできるのではないか
いかという気持ちでにらんでおるわけでございま
す。

○政府委員(松尾正雄君) 数字につきましては先生御指摘のとおりでござりますが、少し言い方がまずかつたと存じますが、尿尿処理の計画の際にいわゆる下水の整備によりまして尿尿自体が処理されていく、そういう計画が大幅に進んでまいりましたので、そういう関係でこちらのほうで担当いたします尿尿処理施設といふものの費用が比較的小なくして済む、こういう見通しのもとに立てていると、こういう意味でございます。

○小平芳平君 大臣、あまり熱意があるみたいで、じゃないわけで、だいじょうぶでしょうね。それでは、一つ具体的に、これは大臣もよく御

○政府委員(松尾正雄君)　名古屋市にそういうふうなものが残されてしまいますことはまことに殘念な次第でございまして、よく実情はさつそく調べまして善処したいと存じますけれども、一般に埋め立て捨てるといたましても、清掃法の中でもただ捨てるというようなことはまかりならぬと、いうような規定にもなっておりまして、必ず捨てましたら上から土をかぶせる、覆土していく、さらに捨てる、また覆土するというようなことで、いわゆる不衛生な状態ができるないというようなことが埋め立ての場合でも私のほうは気を使つて定めておるような次第でございます。したが

か古くは装置等で非常に困惑をした時代からございましたことは、御指摘のとおりでございます。さよならなことに刺激されまして、日本のいろいろなこと、ういうメーカー関係もよく勉強していただきまして、また、縦横の連絡等もよくとりながら技術的な開発を進めてまいりまして、今日の段階では、相當な進歩をいたしました。いわゆる国産をもつてかなり十分処理できるような能力を持つてきましたと私どもはいま判断をしておるわけでござります。今後も、さらにごみ自身のまた質の変動ということは十分考えなければならない次第でござります。一そうそういう方面につきましての進歩につきましては関心をもって進めてまいるようになります。

○國務大臣(園田直君) 事業量につきましては、局長が申し上げましたとおりに、屎尿処理のほうに下水道の事業は省くのでありますから、何とかやつていけるのではないか、こう考えておりますが、五カ年計画については、建設省が所管する下水道その他の関係もございまして、御指摘のとおり出おくれたことは事実でございます。

おいをまともに団地が受ける、そういうような全く原始的なことが行なわれていたわけですね。ですから、大臣、もっと熱意を持って、数字の上では何%が何%になると言われますけれども、場所にもよりけりで、まるきりそんな近代的なアパート群のどまん中にそういうような山があり谷があるというようなのはおかしいんですね。何回も何

講会の人など、二三年前あたりも、どうも日本製品はよく燃えないといって外国まで見に行つてくるというようなこともしておりましたけれども、そういう点についての国の技術、あるいは経済力、産業の力というものが、そうした自分たちが生出すごみすら焼却できない、焼却できるだけの技術がないなんというのはおかしいんじゃないですか。

す。全国の技術者、大学の方もお入りになりまして、
こういう技術的な進歩についての一種の会合を毎
年持つておるわけでござります。さようなこと
で、各学会等におきましても十分関心をもってこ
の努力をし、研究を進めているという態勢でござ
います。直接私どもがそれに対し委託費等を出
しているという事実は残念ながらございません。
ただ、国がいろいろと技術的に解決のために、川

○小平芳平君 千三百三十億も千百億も、初めから下水は入っていないわけでしょう。下水を除い

回も市議会でも問題にしてやっているんだけれども、最近はいろいろ燃えるものはそこで燃すよう

○政府委員(松尾正雄君) 焼却の設備の問題は、
こみが多様化してまいりまして、昔よりもごみの

同時に日本環境衛生センターというものがございま
す。かなりトップクラスの技術者も待ってるりま

す。さようなところで、現実の、いろいろな焼却炉の能率の問題でありますとか、あるいはそれをうまくこなすためのいろいろな技術的な問題でありますとか、そういったことにつきましてはそこで十分研究をし、また、各種の相談にも乗る、こういう態勢はとつておるわけでござります。

○小平芳平君 厚生省としての予算もゼロだし、委託費もゼロとなれば、何もやっていないということですね、大臣。それで一般国民大衆がごみ処理に不便を感じていなければ済みますけれども、実際問題としてこれは困る問題ですね。ごみ処理の問題は日常生活で最も困る問題なんですから、担当の厚生省としては、ただ見ているだけではなくて、技術が開発されるのを待っているのではなくて、もうちょっと積極的なものがなくてはならないと思うのですがね。いま局長からの御説明で、ゴミの質も変わる、したがって、燃えるということもやはり次々と研究していくかなくやならないと思うのですね。

私は、ここで具体的に一つお尋ねしたい点は、ビニールなどでよく食品の包装したものを持っています。あるいは、私どもの宿舎などでは、ごみそのものを袋に入れて捨てますけれども、これは燃却すると有毒ガスを発生するんじゃないかということも聞いたことがあります。その点はいかがですか。

○政府委員(松尾正雄君) ビニールをはじめといたしましていろいろな新しい合成樹脂関係、そういうものを焼却いたしますと、焼けましたときにあります。ある種の有毒ガスが出るということは、種類はいろいろあるようですが、事実でございます。ただ、現在まで、單に有毒ガスが出る限りじやなくて、そういうものが加わることがあります。できるだけ末端の現場では区別をいたしまして、できるだけ末端の現場では区別をいたしましてなるべく別の処理をしよう、こういう努力をしておりますけれども、何ぶんにもだんだんと量があえてまいりまして、いまも御指摘のように袋の中に包み込まれるというような場合にな

りますと、それをどうやって処理をして除くとい

うようなことができないような状態でございます。よろしくお聞きください。

○小平芳平君 この面でも、大臣、相当力を入れてやつてもらわなくちやせつば詰まつた問題のようですね、いまの御説明でもね。この新しい五ヵ年計画ができるようという段階で、いまの差しあなたがつて、燃えると迫つたビニールの問題にしても、検討中というようなことですから、手をつけていいわけですね。よっぽど力を入れていかなくちやならないと思いませんが、いかがですか。

○國務大臣(國田直君) いまの五ヵ年計画並びに焼却の処理等につきましては、おしゃかりを受けましたが、直ちに明年度の予算には処理、研究、助成等の予算を含めますし、それから名古屋の問題につきましては、直ちに検討をしておしゃかりを受けないようになりますので、御了承を願いたいと思います。

○小平芳平君 それでは、これで終わりますが、もう一つ、変な話ですが、屎尿を投棄するんですね。局長のさきの説明でも、八〇%までは処理できたと。相変わらず二〇%は海へ捨てたり山へ捨てたりしているわけです。これが隅田川あたりに捨てるといふことで問題になったことがあつたであります。そういう実態について厚生省としていち早く実態をつかみ、こういうふうに一〇〇%できれいなわけですが、さしあたつてことし、来年で一〇〇%いくわけじゃないんですから、これは今後の見通しについてですね、これも実際困るん

すね、取りに来てくれなくちや困るし、取つて行つても捨て場所がないんじや困るし、これこそ

みたけれども、亀裂は起きているし、それからガスが出て特別の危険状態になつたとかいうような事例は報告されていないわけでござりますけれども、むしろビニールの袋というようなものよりも、今後、先ほど申し上げておりますように

いろいろな建築廃材というようなものが大量に出でまいりますので、そういつたときに焼却いたしましたときには相当のガスが出来るということでござります。

ただ、この中で、先ほど来大橋先生の御質問に

も関連いたしますけれども、だれが捨てるかとい

う問題がございまして、その点は、市町村が責任を持って収集をしている場合にはさようなことは

まずないと考えてよろしいわけでござりますけれども、一部許可業者というようなものに頼んでお

りますような場合に、その業者が最終の終末処理場まで持つてこないで途中で捨ててしまう、こう

いう不心得な者が起ける可能性もあるわけであります。そういう意味も含めまして、やはり市町村のほんとの責任のもとでやらなければならぬと

いうよう私どもは考えております。そういうよ

うな方向からできるだけなくしていくよう努

をしてまいりたいと思っております。

○藤原道子君 私は、すでに質問も十分なされま

したので、ただ一、二点大橋さんの質問の関連と

いう立場でお伺いしたいと思います。私は、法律だけつくともそれが具体的に行なわれなければ

ばだめだと思います。二年くらい前だと思います

が、当委員会で質問したことがあります。その後

るということは地元の不安の一つです。私は行つてみたけれども、亀裂は起きているし、それから泥土ですね、これが十分攪拌できないのでござります。表に放り出して干してあるのですね、りっぱな施設はありますながら、それから

それを運んできたトラックが焼却場へまつすぐはいれないので、途中でバックしていかなければいけないような設計で起き上がっているんですね。それからごみを焼却場へ入るときの危険があるんですね。匂いも何もございませんで、下はドンドン燃えているわけですね。

これが、そこで質問したらば、距離は短いことだ、地元が非常に心配しております。

ただ、この中で、先ほど来大橋先生の御質問に

も関連いたしますけれども、だれが捨てるかとい

う問題がございまして、その点は、市町村が責任を持って収集をしている場合にはさようなことは

まずないと考えてよろしいわけでござりますけれども、一部許可業者というようなものに頼んでお

りますような場合に、その業者が最終の終末処理場まで持つてこないで途中で捨ててしまう、こう

いう不心得な者が起ける可能性もあるわけであります。そういう意味も含めまして、やはり市町村のほんとの責任のもとでやらなければならぬと

いうよう私どもは考えております。そういうよ

うな方向からできるだけなくしていくよう努

をしてまいりたいと思っております。

○藤原道子君 私は、すでに質問も十分なされま

したので、ただ一、二点大橋さんの質問の関連と

いう立場でお伺いしたいと思います。私は、法律だけつくともそれが具体的に行なわれなければ

ばだめだと思います。二年くらい前だと思います

が、当委員会で質問したことがあります。その後

いうこともあります。だから、つくればいいとい

うことではなく、その後の監督ですか、そういう

ようなことも十分やつてもらわなければ安心がで

きない。これが一つ。

それからもう一つは、私は、この前上高地で、こ

れも二、三年前に、市川房枝さんと一緒にワラビ

をとりながらずっと行つたんです。あそこは国立公園ですね。草一本も持ち出しちゃいけないと

いう国立公園のシラカバの下にワラビとりに入つたら、急にくくなつた。びっくりして見たら、

その辺に一ぱい捨ててある。ここは国立公園ですね。国立公園のあれも厚生省の責任、屎尿処理も

厚生省の責任、こういうことがあるから、あれで

はどうも厚生省は何をしているのかと疑いたくな

うぼうで持つために、その施設、あるいはそれに必要な教職員等を確保するということがきわめて困難であり、事実上この新しい提案の中の課程を広く普遍的に実施していくためには、かなり困難があるということを考えております。

そういう意味で、私どもも、専門家の方にお集まりいただきまして、この二月以来先月までに約五回、看護婦の制度の問題を検討しておりますが、残念ながらまだ結論を得ておらない状況でござい

さらに問題になりますのは、現実に看護婦が足りないために、准看護には仕事上の規制があるわけなんですけれども、准看護に夜間をさせるのみならず、病院によりますと病棟主任というような仕事もさせております。これは法律違反といふことになりますんか。こういうことは平氣でやつておいて、そうして夜間コース三年の者との新しい提案とは一年くらいいしか違わないのに、それで均衡を失する、こういうことで単にこれを否定してよろしいのでありますよ。

私は、昭和二十三年以來、看護婦の問題については、またかと言われるくらい取り上げ取り上げてやつてきたのです。けれども、もうじっとしていられない事態にきておることは、大臣も御承知でございましょう。病院はできただれども、看護婦が足りないから、病床をあけておく。基準看護料をとりながら、家族が看病に行かなければ療養生活ができない。いろいろな問題が出てくる。看護婦が足りないために、患者が窒息をして死んでしまつたり、間に合わないでお産をしちゃつたり、

過日も写真でお見せしたような、ああした看護婦がいないために舉丸を摘出しなければならないことがあります。なぜ今までさせておる。こういうことであつたから、私どもは何も一年くらいで資格をそのまま与えるとは言つちやおりません。ちゃんと単位をとつて、信教育で済むものは通信教育でやらせましょう。単位をとつて、その上に立つて国家試験を受けます。六年たつたら、あと一年の講習で機械的にと言つちやおりません。ちゃんと単位をとつて、その上に立つて国家試験を受けるのですから、多くの准看護婦の悲願でございます。この人たちの運用の上において欠陥、過失をおかしておいて、あなたは机の上で命令をしていれば済む。働いている看護婦や、あるいはまた病む人の身になつて考えてあげてください。重度心身障害児の施設でしたつてそうじやありませんか。看護婦が足りないから、入院を願つている人はわんざとあるのにこれを見殺しにしているじやございませんか。こういうことについて、このままでおやりになつて、ほんとうに看護婦の充足ができるのか、医療方に支障はないのか、責任を持った御答弁をいただきたいと思う。

○藤原道子君　だからお断わりしている。議員の提案を政府が拒否する権限はございません。そのくらいのことは承知いたしております。ところが、かげで看護協会なんかと一緒に反対に策動しているんですよ。問題は、けれども、厚生省のメンツのために医療を放置されちゃ困る。そのことが一つ。ですから、この法案が通らなかつた場合に、私がいま聞いているのは、どうして医療を充実をされるのか、その決意と見通しを伺いたい。私は、もう二十三年から、歴代医務局長がまたかと言ふくらい心配してやつてゐる。このあいだの特例法のときに御質問いたしましたように、看護婦が足らないためにどれだけの悲劇が起つたかと、大臣だっておわかりでございましょう。それを何とかやるのが厚生省の役目じやございませんか。しかも、看護婦さんたちは足りない。進学コースへ行く者は、生活費も学費も全部自分で持ちこなすなかなか行けないです。こういうときには、もう少しあたかい思いやりはできないのかといふことも申し上げてきた。あらゆる手立てをして質問してきたのにちつとも進まないから、今度私は特例法を出した。この特例法の審議はこれからです。けれども、急を要するがゆえに聞くのです。聞くところによると、資質の低下にてをして質問してきたのにちつとも進まないから、これはこれとして、充足ができる見通しがあるのかどうか。ないからこそ医師会看護婦なんだけです、看護協会の言うのは、それに医務局長あたりもやはり引かれているんでしよう。だから、これはこれとして、充足ができる見通しがあるのかどうか。ないからこそ医師会看護婦なんぞは、インチキなものまで出て、それが大事な生命を預かっているぢやございませんか。こういうことに對しては法律違反が一方に行なわれているのを知りながら手をこまねいて、やれ進学コース、やれ

夜間コース、山の中でやればそれこそ教師が足りないとか何とか。教師が足りないから、通信教育で済むところは通信教育で済ましたらしいじやないか、こういうことを私たちは言っているんです。それが、ただ単に六年のものと一年くらいの違ひでは均衡を失すと。均衡を失するならば、准看護婦に禁止されておる仕事をさしておる責任は厚生省にはないんですか、こういう点を聞きましたいんです。

○委員長(山本伊三郎君) 断わっておきますが、いま厚生大臣が言われましたように、本法律案は議員立法でありまして、政府に対する質疑というよりも、これに関連して政府の意見を聞いておりますので、その点を了解して……。

○政府委員(若松栄一君) 私どもも、看護婦全体の充足ということについては頭を悩ましておりまして、できるだけ看護婦、准看護婦を含めた看護力の充足ということには努力をしてまいっておりますが、それでもなお十分ではないということとも、先生御承知のとおりであります。それから准看護婦から看護婦になるためのコースをできるだけ広げたいということで、いわゆる進学課程といふものを極力拡大しつつあります。四十一年には八十一施設でございましたものが四十年には十七カ所ふえまして九十八施設になり、また四十三年にはさらに二十三施設ふえまして百二十一施設になつております。このように准看護婦から看護婦になるための施設を相当な努力をもつて現在拡大をいたしております。そういう意味で、相当数の希望者はかなり受け入れられつつあります。ただし、先ほどのように、これが全部にはとても行き渡りません。また、僻地等におきましては進学課程に通うこともできないという点で、そこら辺のあたりを何らかの特別措置を研究しなければならぬということをやつております。ただいま御指摘のように、特例的な措置を行なう場合に、特定の施設に通うということができない者に対する通信教育あるいは単位制というようなものもあるわけ現在検討いたしているわけでございます。

○藤原道子君 二十三年といえば、ことは四十三年だから、二十年たっているんですよ。いつの答弁も同じなんです。そのくせ、高等看護学院の数よりも准看学校の数がどんどんふえている。根本的に何を考えていらっしゃるんだか私どもにはわからぬ。それでもいいでしよう。准看をそういうふうにきびしい規制でいかれることはけつこうでござります。それならば、准看にやらしちゃならない仕事をやらしているのはどうお考えですか。

であります。なお、また、正看護婦と准看護婦との比率も、医療の根本から離れて准看護婦のほうがふえつてある、これも事実で、かつ、また、何らかの方法を講じて正看護婦の数をふやすということも早急にやらなければならぬ。かつ、また、長年の間苦労して勤務された准看護婦さんが正看護婦さんになれる制度というのも早急に検討しなければならぬことも、御意見のとおりだと私も考えております。

○藤原道子君 大臣に伺います。事務当局がその
ような御答弁でござりますが、十八人いる看護婦
の中に、正看護婦がたつた三人、准看が十五人、こ
ういう病院がある。そういう場合に、適切な指示
ができるでしょうか。看護婦は三交代制です。そし
の病院では夜勤を一ヶ月に十六日やっています。
これは准看護婦がやる以外にないでしよう。正看
護婦はたつた三人で、准看が十五人、こういうと
ころに目をつぶっているじやありませんか。これ
でも日本の医療は全きでございましょうか。

そういうことに一つ考え方をいたしてほしい。そのと
き、病院に二十四時間制の保育所が必要だ。こう
いうことも考えてほしい、こう言うと、二十四時
間も幼児を母から離すというのは困るというよう
な意見もあると。しかし、二十四時間一人一人の
子供ということではないのですから、遊休看護婦
を動員するのにそういう思いよりも必要だ、こう
いうことも考えるべきじゃないか。厚生省で一
この法案とは別個ですよ。厚生省でやるべきこと
をやらないから問題が起きている。

い仕事をするにあたっては、なかなか大変な問題が生じる事が多いです。ですが、これは、御承知のように、本来看護者でありますので、一般的には相当の教養も看護能⼒もあるわけですが、看護婦の指示を受けてという点で主要な点については看護婦の指示を受けることになつております。現実には、看護婦の数と准看護婦の数に相当なアンバランスがあるために、看護婦の適切な指示あるいは個別的な指示が行き渡らないということがあれば、これは非常に遺憾なことでございますので、少なくともそういう事前的、包括的な指示等を与えて、看護婦と准看護婦との間の業務上の関連の円滑をはかるということは各施設ごとにそれぞれ注意をしあつていただきたいと、うよううござ希望いたしてお

るな問題が起つていいことはいなめないことであ
ると私も考えておりますが、その先につきまして
て、この法律案について事務当局のほうで反対と
かあるいは賛成とかいうふうなことがあります、ま
た、誤解を受けるようなことがありますましたなら
ば、嚴重に事務当局を取り締まって、いやしくも
国会議員が出された法律案に対しては反対の運動
であるとかあるいはどうだということはやらない
ように嚴重に注意をする所存でございますので、
それを申し上げて私の答弁にかえます。

職場で同じ服装で働いているのだからいざながが起きる、看護婦は一本にしなさい、こういふことで政府に迫つておりますが、私たち野党の言うことは通らなかつた。普通、中学を卒業して看護婦になりたい人がいる。だから、中学卒業者は五年なら五年にして、高校卒業した人と年限の差をつけて、その上に立つて国家試験を一本にして看護婦は一つにしなさいというのが私どもの主張なんですが、ところが、その後二十六年だつたかしら、やはりいろいろな問題が起つりました

私は、議員立法でござりますから、委員会でこれから進めてまいります。けれども、大臣にいまの医療の現状を真剣に考えてもらいたい。政府が、この法案がかりに通つたときに困るというのを、看護協会はまつこうから反対の声明まで出しております。と同時に、よりより御相談していらっしゃるということも承知いたしております。事務当局がそういうことをしていいかどうか。それをやるなら、りっぱなものをしてください、ということが私のきょうの質問の要点でござります。私も、大臣に言われなくても、議員立法に政府が反対する賛成するなんということはしないと、いうことはよく知っております。

○國務大臣(園田直君) 藤原委員の御趣旨は十分理解いたしまして、私も個人としてはその方向に考えておりますので、今後事務当局とも話をいたしまして検討をいたしたいと考えております。

○委員長(山本伊三郎君) 本案の質疑は、本日はこの程度にどめておきます。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題とし、質疑のある方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 医務局長に社会保障調査でちよつと伺ひたい。

このあいだ十二日の新聞に、沖縄のハンセン氏病が非常に多いということが出ておりまして、私がつくりしちゃって、ここに切り抜いてきたんですけれども、これはどういうわけなんですか。結局、世界一といわれていたインドが五百人に一人なのに、多良間島では四十人に一人の割合でハンセン氏病が発生しておる。考えられないですね。これは一体どういうことなんでしょうか。本土では一万人に対して一人ですよね。沖縄全島では一万人に対して十二人なんです。ところが、多良間島では二百五十人ということが新聞に出ているのですが、ほんとうでしょうか。ほんとうならば、ゆゆしき問題だと思います。その対策等はどういうふうにお考えか。私、とにかくつくりしたの

果、つまり血管痙攣毒という効能効果を与えていることがないかどうかということについていま学者の意見を聴取しております。近くこの点については決断をしたいと、かように考へておいでござります。

それからお触れになりました医薬品の大衆広告のあり方につきましては、昨年の九月以来、いわゆる基本通達をもちまして、お医者さんだけが使うようなお医者さん専門の薬等を一般大衆広告をいたしますと、とくに、先ほど申しましたように、一般の患者に認識を誤らせるとか、あるいは治療上障害が出てくるとか、そういう面が考えられますので、医家向けの専門の薬の大衆広告は、昨年の十月以来通達をもつて禁止をしていくということで、いまそういう手順を進めている段階でござります。

○大橋和恵君 大臣がお急ぎのようですから、大臣に一言だけ伺つておきたいと思います。またあとから少し一、二は質問さしていただこうと思いますが、このほかにもいろいろあるわけなんですが、この問題だけにつきましても、広告の禁止を出しただけで、まだ商品はあるわけですね。そうしてまた、それがどんどん売られている。そちらのほうを禁止していくば、もつと潜在的な方向に動いていくといふことも可能だと思うのですが、いま検討されていると言われておりますが、広告というものが誤つて伝えられるものが非常に大きくな弊害を及ぼすと思います。ですからして、検討を進めてもらつてから慎重にやつていただきたいと、けつこうでありますけれども、こういうようなふうなものはもつと根本的にやつていかないと、非常に大きな害を及ぼして、一般の消費される患者さんの側にしてみたら、それが唯一の治療薬のように感じられたらいへんなことだと思ひます。しかも、話を聞いてみれば、これは幾らの薬かぼくは知りませんけれども、一日に二十万円ももし買いに来る人があるとすれば、その人もたいたへんなことだと思う。しかも、問屋とか薬店あたりで売られている量からいと、月額一千万円と

いうことになると、その人もたいへんなことになります。
こういうことから考えて、及ぼす影響がいかに大であるかということもいわれるし、また、いまの現状で環境衛生の立場からいって、そういう梅毒の患者が正規な治療を受けずして、そうして、何か秘密にしておきたいとかいろいろな条件があるだろうと思いますが、こういうものがそういうところで感化されて停滞をしてしまう、そういうことであればたいへんな問題になると思います。いろいろと話を聞いてみますと、薬店あたりでも、病気にかかると、早く治療しなさいといってすすめたり、あるいは、メーカーのほうでもそういうことをおすすめになっているような良心的なところもありますけれども、しかし、まだまだそういうことのわきまえがつかないためにおかしている数はたくさんあるだろうと思うのでありますて、今後民間薬の宣伝といえども宣伝に対する慎重を期して、少なくとも宣伝はオーバーにならずに控え目にすることのほうが正しいのではないか。たとえば医者なんかも、変なことを言わないで、専門的な面だけしか言わないといったような形、それが当然のことだらうと思うわけありますが、医薬品を大衆が誤つて使つたための弊害あるいは中毒、いろいろなことが起こつくるわけでありますが、そういうものに対してはそれはそれとして、私は民間薬というものの自身も、受け取り方は言い回しによって非常に違つことは、広告を見せてもらつたら、これだったら飲んでみてもいいかななど思うのが当然じゃないかと思う。だから、こういうようなこと、あるいは、そのほかに、これから申し上げる量の問題と価格の問題、こういうことなんかもうでたらめになつて、統制ができない。こういうことで、薬に対する信頼度も劣るかもしれませんけれども、今後大衆の大せいの健康に及ぼす影響、そういうことも考えますと、健康にならない点だと思います。

○國務大臣(國田直君) 薬の問題については、近ごろいろいろ問題が出ておりますが、これはやはり製薬会社、それから小売り店、それから買う人、ともに考えてやらなければ、薬はあまりわがままに使うことは非常に問題が起きてまいります。したがいまして、一つには、いまおっしゃったような広告面がございますが、これは誇大広告は公正取引委員会がやることになつておりますが、薬の広告だけは、誇大広告と違つて、使い方が間違うと生命や身体に影響するわけでございまするから、この点については、やはり厚生省の薬務局で規制できるように。ただいまは行政指導だけでございまするから、これでは弱いのではないか。

それからもう一つは、新薬が認可したあといろいろ副作用が出てきたり問題が出てきたりすることは、これはあつてはならぬことではございませんが、あることでござります。なおまた、もうずっと古くからの、極端に言うと明治年間に認可した薬がそのまま使われておるのであって、ベルツ丸というような血管痺毒と何ら関係のない薬であるにもかかわらず、梅毒の薬のごとき印象を与えておるというような点もありますので、両面から再検討をする時期であると、こう考えておりますが、再検討の問題については、局長がすでに具体的な案をつくつておるようではありますから、御趣旨の線に従いまして、私もそのようにちょうどど考えておつたことでありますから、厳重にこれは取り繕まりをしていきたい。それにつけでは専門家の御意見もさらに聞いてみたい、こ^{う思つております。}

味で、私どもいたしましても、性病患者の的確な治療、完全に治癒するということのためには、有効な薬を正しい使い方をするということで、医師に対してはいろいろな角度から指導協力を頼つておるのでございますが、今後とも一般に対しましても正しい医師の治療を受けるように、そういうことを指導をしてまいりたいと考えております。

○大橋和孝君 それからもう一つ、これは一つの例でございますけれども、まだたくさんこういうことがあると思うのですが、同じ原料を使いまして、その量が一方では多い、一方では少ないと、こういうようなことがあって、そして、それが価格の点においても、反対の現象で、たくさん入っているほうが高いと、このように二つ並べた場合に、やっぱり薬というものに対する一般的の大衆の受け取り方は、一体何だらうかということにいわれるのじやないかと思うのです。

それは、一方では、女性のやせ薬なんかというものが宣伝をされておるわけであります。いま、太っておる女性が非常にふえておる。だから、これはいい薬ができたということで盛んに売れるわけですから、少々高くしておいてもどんどん売れるわけでありますから、非常に高く売られています。

これは、同じことから言いますと、そこに入つておる薬が、一方では二五〇ミリしか入つていない。一方では五〇〇ミリ入つておる。そのほかの薬も、ビタミンEあたりに至つては、一方では五ミリ入つておるし、一方では一〇ミリ入つておる。こういうような形で、ほとんど倍量入つておるわけですね。ところが、一方、少ししか入つてないほうが六十球が七百五十円で、たくさん入つておるほうが六十球が六百八十四円、こういうふうになつておりますので、これをもし両方突き合わせるならば、価格の差が一ペんに出てきて、入つておる薬は同じだと。ビタミンFが、一方では二五〇ミリ、他方では五〇〇ミリ入つておる。ビタミンEにいたしましても、五ミリ、一〇ミ

り、こういうふうになつておるわけでありますから、これは価格的な内容から比べてみても非常におかしいなと思うわけであります。一方のほうは比較的男性向きに売り出されておるようでありますから、奥さんと旦那さんが両方買つてきて茶の間で合わせると、価格が変に違うというようなことが起こるのじやなかろうかと私は思うわけであります。

こういうようなことが全然無統制にどんどんと広告が行なわれておること自身が、広告の上からいっても問題があるだらうし、また、価格の定め方についても何か不自然なものがあるわけであります。まあ、しかし、いずれにしましても、こういうような薬が効果的には多少の効果はあるのではしようけれども、その量なんかからいっても多少ありますから、根本的に全部が悪いということになりますから、私は思いますけれども、常識的に考えられるることは考えられると思うのですが、はならぬと私は思いますけれども、

○政府委員（坂元貞一郎君） 医薬品の広告なり価格の問題でございますが、昨年の秋、先生御存する所によると、私は、やっぱり悪いことだと、こういう広告についての規制というものをもっとと相当嚴重にしてもららるべきじゃないかと想うのでござりますが、いかがですか。

○政府委員（坂元貞一郎君） 医薬品の広告なり価格の問題でございますが、昨年の秋、先生御存する所によると、私は、やっぱり悪いことだ、方向に持っていくかということについての一つの基本的な指針をお示ししたわけでござります。もちろん、これは一挙にできない面もありますので、漸進的にやるという必要もあるかと思いますが、ここごく短い期間の間にわが国の薬業界の価格開拓問題、あるいは広告問題、あるいは販売の態度、いろいろの問題についての姿勢を直していきたいといふのがその根本の精神であるわけであります。目下、そういう線に従いましてこの通達を実施しつ

したが、私どもとしましては、医薬品の価格につきましては、先生御存じのように、薬価基準に収載されおります医家向けの医薬品の価格につきましては、国が関与するような仕組みになつておられます。したがいまして、薬価基準に収載する新規の医薬品等の価格につきましては、それなりの根拠を持った価格体系といふものを現在逐次やりつづあるわけでございます。もちろん、現在七千品目以上の薬価基準の収載医薬品についての価格を総合的にながめた場合に、個々の問題としましては、確かに御指摘のような点があるかと思いますが、今後そういう点は逐次改善しつつ、そういう方向に持つていただきたいというふうに考えて、現在、新薬の薬価基準収載等の場合におきましては、その価格といふものについて合理的な一応の根拠といふものがあるよう形で収載をしつつある、こういうことでございます。

それから一方、一般の大衆向けの医薬品、薬局等で売っております大衆向けの医薬品の価格につきましては、やはり国として関与できる限度というものがあるわけでございます。したがいまして、私どもとしましては、そういう大衆向けの医薬品であっても、やはり一般の国民なり消費者が納得できるような価格体系といふものを早急に考え方直してほしいという点をいまメーカーのほうにして、強く指導しておりますし、メーカーもそういうふうなことにつきましてムードができるてきておりますので、逐次できるものから価格体系といふものを考え方直していくと、こういうことで現在検討をお進めでござります。

早急に、そういう医家向けの薬と大衆向けの薬の両方の面から、御指摘のような価格につきましては改善をはかつていただき、かように思つておられるわけでございます。

それから広告問題につきましては、先ほども触れましたように、昨年の基本通達で、少なくともお医者さんが専門的に使うような医家向けの専門の薬についての一般的な大衆広告といふものはやめてほしいという基本通達を出ししまし

て、現在そういうような段取りでメーカーが作業をしております。したがいまして、これは遠からずしてごく近い時期に医家向けの薬の一般向けの広告を規制をしていただきたい。そうしますと、一応薬価基準に収載されたような医家向けの薬の大衆広告というものはごく近い時期になくなると、また、なくしたいと、こういう方向でいま作業を進めているところです」とあります。

○大橋和孝君 きょうはこのような価格の問題からいう医薬品のあり方ということについてもいろいろな点からお伺いしたいと思っておったわけでありますから、これもちょっと後の機会にさせていただきたいと思います。

それからもう一点、広告ということにタッチしてお聞きしておきたいと思うのでありますが、ある会社の製品で、一方は軟膏なんかとして使われて比較的いい薬だと考えられておられますのが、その広告と同時に、このあいだ衆議院におきましても問題になったと思いますが、ドリンク剤というようなものが非常に広告されております。薬品と、薬品でないところの清涼飲料といいますか、そういうものが並べて広告される。それがテレビあたりでもじょんじょんやられるということによって、受けのほうの側は、そのドリンク——いわゆる清涼飲料みたいなものであるのですが、医薬品的な効果をねらったといつてはまずいのじゃないかと思うような清涼飲料でありますから、それがいかにも医薬効果があるような期待感を持たせるような広告の取り扱い方をして、こういうことがどんどんやられて、話を聞いて調べてみれば、その広告はテレビの全チャンネルを持っておる。それで、すべての大衆誌あたりにも徹底的な広告が行なわれておる。だからして、その製薬会社は、ことしのあれでは六億何ぼの所得であつて、日本じゅうのナンバーワンの高額所得者になつておる。そういうようなテレビ広告などに全部それを契約してじょんじょん広告し

影響を及ぼしてくるんじゃないかと思います。私は、清涼飲料あるいはこういうようなドリンク剤に対して、また詳しく御見解を伺つたり、私の考えも申し述べさせてもらつたりして一べん質疑をしてみたいと、こう考えております。それについていろいろ調べておるわけでありますが、それはあと回しにしまして、いまの広告の問題だけを取り上げましても、広告するからには売るため広告するのでしようから、効果はあるようないねらうのも別から言えば当然だと言われるかもしれないけれども、こういうことによつて受けた効果が間違つたほうにこういうものが使用されていくということになると、これは大問題じゃないかと思うのです。私はそれだけでその会社の所得が上がつたとは決して申し上げませんけれども、そういう高額所得者の大きな収益のある会社であります。大会社であるかどうか、そういうことは別問題としまして。そういうわけでありますからして、広告によつてそういうものがどんどん売れるということも、一部分にはそういうことが入つてゐるといふことが言えるだらうと思うわけであります。そういうことから考えて、私は、広告のあり方の弊害は非常に大きなものがあるのじやないかと思つておりますが、そういうことについて一体どういうふうにされるのか。これはただ通達や通告を出してそういうようなことはちょっとしたことでおけといふことだけではなかなか解決せぬのじやないかというような感じもするわけであります。いま御答弁になつたような範囲内しか出ないものかもしませんけれども、しかし、それだからといふことであれば、現実的にはこういう状態は防げないということにひっくり返せばなるわけでありますから、その辺のところは、相当大きなか進んだ観点から、もつと厳格にこういうものを考えてもらわにやならぬのじやないかというふう

○政府委員(坂元貞一郎君) 広告問題に関連して、ドリンク剤なり清涼飲料水の問題が取り上げられまして、薬でありますドリンク剤につきましては、御承知のように、本年の四月から、広告なり表示なりあるいは店頭の陳列等のあり方については一応規制を加えたわけがあります。ところが、これとまぎらわしいいわゆる清涼飲料水のほうの問題がまだ残つておりますので、これは大臣の指示もございまして、ここ二、三日中に結論を出したいということで、もうすでにほぼ成案を得ておりますので、いずれ大臣の了解をとりまして、清涼飲料水のほうと、それから薬のほうのドリンク剤のけじめを現時点において少なくとも可能な限りにおいて区別をしていきたいという案をいま申しましたように成案を得つつありますので、こしづらくの間に発表いたして、それに基づきまして、末端のほうまでこの趣旨を徹底し、それによる監視、指導を強化してまいりたいと、かよう思つておるわけであります。

るな角度から総合的に活用いたしまして、広告問題について法
律的な措置をすることがいいかどうか、これは議論の分かれるところだらうと思います。しかしながら、われわれは、現段階においては、法律に基づく行政指導などもしくは、業界の自覚を求めるながらやつておきたい。
これは手ぬるいという御批判をいたぐかづく運用なり、あるいはそれに基づく行政指導なりもされませんが、やはりそういう自覚を求めながらやつておきたい。これは手ぬるいという御批判をいたぐかづく運用なり、あるいはそれに基づく行政指導などもされませんが、やはりそういう自覚を求めながらやつておきたい。これは手ぬるいという御批判をいたぐかづく運用なり、あるいはそれに基づく行政指導などもされませんが、やはり一番スマーズにいくんじやなかろうか。もちろん、法律をつくったからこれがぴしりいくという性質のものじやないと思ひますので、われわれとしましては、今後もそういう自覚なり監視、指導、こういうものを加えつつこの広告問題について対処していきたい。その第一歩としまして、先ほど申しましたように、昨年の基本通達は医家向けの薬の大衆広告というものを規制を加えた、こういうことでございまして、あと一般向け医薬品の広告のあり方等につきましては、たとえば公正競争規約の作成とかそういうような自主的措置によって大衆広告というものを逐次前進的な方向に持つていきたい、こういうふうに考えまして、現在、業界等に働きかけまして、公取当局とも相談しながら、大衆広告のあり方というのについて適正なものにしていきたい、こういう作業を進めている段階でございます。

○大橋和孝君 じゃ、最後に、そういうふうなお考えであれば、よけい私はそういうことをお願いをしておきたいと思いますが、医療法あるいはまた医療制度の改正、こういうふうなことがいま言われておきたいと思いますが、そういう段階からでも、医薬品というものの占めるアクトターといふものは大きいと思うのです。そういう観点で申しますならば、そうしたいまのいろいろな規制をつくつてもらう。ことに、広告なんということについても

いては、将来そういう展望を含めて改正をしていっていただきたい。そのワンステップとしてどうするとか、あるいはまたどういうふうにしていくというふうな形の相当な見通しもつけないとまづいのじゃないか。特に、私はずっと外国の例なんか見ておりますけれども、薬品の広告というものに対しては、諸外国では、相当厳重に取り締まるというか、方針を立てておるわけです。ところが、日本は、今まで案外そういうことが放置されている。そして、商品の宣伝と申しますか廣告といものを上回るような広告が行なわれておる。おそらく、広告費全体から比べたら、劣らないだろうと思うのです、ほかの広告と。だから、そういうことを考えてみると、いまのあり方は、将来のやしたもの、外国の情勢、あるいはまた特に日本の医療というもののあり方の中からどうしていくべきだということを相当しつかりと掘り下げるものにして、いつでもわないと、場当たり的なことで、なれ合いの話し合いで、それが進んでいくということでは非常に障害が残ることだらうと思うのです。私は今後もいろいろな問題についてお伺いさせていただきたいと思いますけれども、広告の面から見ましても、あなたのほうでそういうふうな規制をされるということになれば、そういう展望を持つて相当嚴重なものにしてもらつて、そうして医薬品というものが医療制度の中などでどういうふうなものになつていくか、あるいは、外国なんかはどういうふうにしていくかといふ観点を含めて、根本的な改正をしてもらいたいと思うと同時に、そういうふうな通達を出されたり広告なんかを規制されるということになれば、そういう将来の展望を持つてやつてもらいたい、こういうことを希望いたしまして、私は、時間もありますから、きょうはこれで終わります。

小方春吉外五百四十三名

紹介議員 大和 与一君

医療保険制度に関し、左記事項の実現を図られたい。

1 医療保険の抜本改悪をただちにやめること。

（三割自己負担）を行なわないこと。

2 償還制（現金前払い制）、差額徴収の拡大と

自由診療、自由料金制の導入を行なわないこ

と。

3 保険料を値上げしないこと。

4 国庫負担を大幅にへらす厚生大臣専決の財

政調整を行なわないこと。

5 医師法「改正」、国立療養所の特別会計制など

6 大衆負担による医療費値上げを行なわないこと。

二、国、自治体と資本家負担で医療保障を確立すること。

1 すべての健保、共済本人、家族ともに現物で十割給付をすること。

2 当面、健保三割、共済二割、日雇健保八割、国民健保五割以上を定率国庫負担すること。

3 まともな医療を行なえるよう国と資本家負担で診療報酬を大幅に引き上げること。

4 製薬大資本の独占薬価を規制すること。

5 医療従事者の労働条件を改善すること。

6 沖縄県の医療を本土のみに改善すること。

第四三〇六号 昭和四十三年四月三十日受理
民営職業紹介事業の受付手数料引上げ等に関する
請願

請願者 東京都新宿区市谷仲之町三〇日本
臨床看護婦家政婦組合連合会内

下平千重

紹介議員 川野 三暁君

民営職業紹介事業、特に看護婦、家政婦紹介事業が、新時代に即応して、本来の使命を達成し、社

会公共への福祉増進の実を挙げるため、職業安定法施行規則別表第二を、左記のとおり改正されたい。

一、受付手数料一件につき八十円を百円に、一般徴収期間三箇月を一箇年とすること。

理 由

民営職業紹介事業として許可されている職種は一十八職種で、全国に千四百二十三箇所となるが、そのほとんどは小、零細企業という実態であり、行政的に、また経済的に抑圧された規則のもとに運営されているため、きわめて困難かつ不安な、状態におかれている。

昭和四十三年五月二十九日印刷

昭和四十三年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局